


法務省民二第1834号
民商

平成23年8月4日

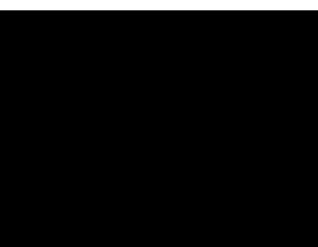
法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長
法務省民事局商事課長

租税特別措置法第80条の2第1項及び第2項の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第41条の2第1項の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について（依命通知）

標記の証明書の様式について、別紙1のとおり金融庁総務企画局長、厚生労働省労働基準局長及び農林水産省経営局長から民事局長宛てに照会があり、別紙2のとおり回答がされましたので、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本件は、平成21年3月12日付け法務省民二・民商第625号当職ら依命通知における従前の様式を変更するとともに、新たな様式を認めるものです。



金總第3180号
基發第0727第7号
23經營第1332号
平成23年7月27日

法務省民事局長 殿

金融庁総務企画局長

厚生労働省労働基準局長

農林水産省経営局

租税特別措置法第80条の2第1項及び第2項の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第41条の2第1項の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第80条の2第1項及び第2項に規定する、金融機関等の組織再編の促進に関する特別措置法(平成14年法律第190号)第7条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第3条又は第6条第1項の認定、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成16年法律第128号)第5条第1項又は第17条第1項(同法附則第8条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む)の経営強化計画に係る決定及び同法第9条第1項又は第19条第1項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む)の変更後の経営強化計画に係る承認に基づき行う登記の税率の軽減に係る主務大臣の証明書を別添のとおり変更するとともに、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第41条の2第1項に規定する、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成16年法律第128号)附則第8条第3項の規定により読み替えて適用される同法第5条第1項又は同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第17条第1項の経営強化計画に係る決定及び同法附則第8条第3項の規定により読み替えて適用される同法第9条第1項又は同法附則第9条第3項の規定により適用される同法第19条第1項の変更後の経営強化計画に係る承認に基づき行う登記の税率の軽減に係る主務大臣の証明書を別紙のとおりとしたいので、登記手続上これで差し支えないか照会します。差し支えなければ、その旨、貴管下法務局及び地方法務局に対し周知方お取り計らい願います。

なお、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に係る本様式に基づく証明を行う主務大臣は、内閣総理大臣、内閣総理大臣及び厚生労働大臣又は内閣総理大臣及び農林水産大臣であるので、念のため申し添えます。

新

様式第一（第80条の2第1項、第2号又は第3号関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日
主務大臣名 殿本店の所在地
商 代表者の資格及び氏名
印(注1)

下記事項が租税特別措置法第80条の2第1項の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人
(注2)
 2. 登記事項の内容
(注3)
 3. 登記予定年月日
年 月 日
 4. 租税特別措置法第80条の2第1項に規定する金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条(第6条第1項)の認定経営基盤強化計画(変更後の認定経営基盤強化計画)に係る
主務大臣の認定年月日
年 月 日
 5. 認定経営基盤強化計画(変更後の認定経営基盤強化計画)中登記事項の該当する箇所
(注4、5)
- 提出年月日 年 月 日
(注4)
- (注4)
主務大臣の認定年月日
年 月 日
- (注4、5)
主務大臣の認定年月日
年 月 日

上記事項は、租税特別措置法第80条の2第1項に該当するものであることを証明します。

番 号
年 月 日
主務大臣名
印番 号
年 月 日
主務大臣名

Ⅱ

様式第一（第80条の2第1項第1号、第2号又は第3号関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日
主務大臣名 殿本店の所在地
商 代表者の資格及び氏名
印(注1)

下記事項が租税特別措置法第80条の2第1項の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人
(注2)
2. 登記事項の内容
(注3)
3. 登記予定年月日
年 月 日
4. 租税特別措置法第80条の2第1項に規定する金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条(第6条第1項)の認定経営基盤強化計画(変更後の認定経営基盤強化計画)に係る
主務大臣の認定年月日
年 月 日
5. 認定経営基盤強化計画(変更後の認定経営基盤強化計画)中登記事項の該当する箇所
(注4、5)

上記事項は、租税特別措置法第80条の2第1項に該当するものであることを証明します。

番 号
年 月 日
主務大臣名
印

【組織再編成法用様式】

新	日
(注1) 登記申請人である会社の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。 なお、会社の設立の場合は、設立される会社の表示並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、合併による設立の場合は、合併により存続する会社（新設合併のときは、消滅する会社も連名で記載することを要す。）の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。	(注1) 登記申請人である会社の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。 なお、会社の設立の場合においては、設立される会社の表示並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、合併による設立の場合は、合併により存続する会社（新設合併のときは、消滅する会社も連名で記載することを要す。）の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。
(注2) 登記申請人である会社の本店の所在地及び商号を記載する。なお、会社の設立の場合には設立される会社の役職及び氏名を記載する。	(注2) 登記申請人である会社の本店の所在地及び商号を記載する。なお、会社の設立の場合には設立される会社の商号並びに代表者の役職及び氏名を記載する。
(注3) 次の例により記載し、資本金や増加する資本金の額については、切り捨て等の省略をしてはならない。 (1) 第1号に係る登記の場合 ○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資（出資比率は各社○○パーセント）による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○〇〇、代表取締役○〇〇〇）の設立（又は資本金の額の増加（○月○日）の増資、増加する資本金の額○〇円）)	(注3) 次の例により記載し、資本金や増加する資本金の額については、切り捨て等の省略をしてはならない。 (1) 第1号に係る登記の場合 ○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○〇〇、代表取締役○〇〇〇）と○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○〇〇、代表取締役○〇〇〇）の新設合併による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○〇〇、代表取締役○〇〇〇）の設立（そのうち、○○株式会社が新たに株式を発行することにより、増加する資本金の額は○〇円）
(2) 第2号に係る登記の場合 ① 新設合併の場合 ○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○〇〇、代表取締役○〇〇〇）と○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○〇〇、代表取締役○〇〇〇）の新設合併による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○〇〇、代表取締役○〇〇〇）の設立（そのうち、○○株式会社が新たに株式を発行することにより、増加する資本金の額は○〇円）	(2) 第2号に係る登記の場合 ① 新設合併の場合 ○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○〇〇、代表取締役○〇〇〇）と○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○〇〇、代表取締役○〇〇〇）の新設合併による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○〇〇、代表取締役○〇〇〇）の設立（そのうち、○○株式会社が新たに株式を発行することにより、増加する資本金の額は○〇円）
(3) 第3号に係る登記の場合 ① 新設分割の場合 ○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○〇〇、代表取締役○〇〇〇）が○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○〇〇、代表取締役○〇〇〇）を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○〇円）	(3) 第3号に係る登記の場合 ① 新設分割の場合 ○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○〇〇、代表取締役○〇〇〇）の新設分割による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○〇〇、代表取締役○〇〇〇）の設立（そのうち、○○株式会社が新たに株式を発行することにより、増加する資本金の額は○〇円）
(4) 合規性確認の場合は、該当する条項等以外は削除して記載する。	(4) 合規性確認の場合は、該当する条項等以外は削除して記載する。

新	旧
(注5) 次の例により記載する。 2.に記載する登記事項は○第〇〇号により主務大臣の認定を受けた経営基盤強化計 画の〇一〇一〇(当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3.別表6- (1) 等に記載されている。	(注5) 次の例により記載する。 2.に記載する登記事項は○第〇〇号により主務大臣の認定を受けた経営基盤強化計 画の〇一〇一〇(当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3.別表6- (1) 等に記載されている。

新		旧	
<p>様式第二 (第80条の2第1項第4号、第5号又は第6号関係)</p> <p>租税特別措置法適用証明申請書</p> <p>年 月 日 年 月 日</p> <p>主務大臣名 印 本店又は主たる事務所の所在地 商号又は名称 代表者の資格及び氏名 印 (注1)</p> <p>下記事項が租税特別措置法第80条の2第1項第○号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の3第1項の規定による証明を受けたいので申請します。</p> <p>記</p> <p>1. 登記申請人 (1) 請受人(登記権利者) 本店又は主たる事務所の所在地 商号又は名称 (2) 謾渡人(登記義務者) 本店又は主たる事務所の所在地 商号又は名称 (注2)</p> <p>2. 登記事項の内容 3. 登記予定年月日 年 月 日</p> <p>4. 租税特別措置法第80条の2第1項に規定する金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条(第6条第1項)の認定経営基盤強化計画(変更後の認定経営基盤強化計画)に係る 主務大臣の認定年月日 年 月 日 提出年月日 年 月 日 (注3)</p> <p>5. 認定経営基盤強化計画(変更後の認定経営基盤強化計画)中登記事項の該当する箇所 (注3、4)</p> <p>6. 不動産の表示(別紙)</p> <p>7. 分割の場合、分割年月日 年 月 日</p> <p>上記事項は、租税特別措置法第80条の2第1項に該当するものであることを証明します。</p> <p>番 号 年 月 日 主務大臣名 印</p> <p>上記事項は、租税特別措置法第80条の2第1項に該当するものであることを証明します。</p> <p>番 号 年 月 日 主務大臣名 印</p>			

(注 1) 登記申請人である法人の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の資格及び氏名を記載し押印する。
なお、法人の設立の場合は、設立される法人の表示並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、合併による設立の場合には、合併により存続する法人(新設合併のときは、消滅する法人も連名で記載することを要す。)の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

(注 2) 次の例により、所有権又は抵当権の移転の原因及び年月日を記載する。

- (1) 第 4 号又は第 6 号に係る登記の場合
- ① ○○株式会社と○○株式会社の新設合併(新設分割)による○○株式会社の設立(又は資本金若しくは出資金の額の増加)の場合には、平成〇〇年〇月〇日に行なれた合併(新設分割)による所有権(抵当権)移転
 - ② ○○株式会社が○○株式会社を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成〇〇年〇月〇日に行なれた合併による所有権(抵当権)移転
 - ③ ○○株式会社からの吸収分割による○○株式会社(資本金〇〇億円、本店○○県○〇市〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇)が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成〇〇年〇月〇日に行なれた分離による抵当権移転
 - ④ 平成〇〇年〇月〇日に行なれた農林中央金庫と○○信用農業協同組合連合会との合併によって農林中央金庫が取得した所有権(抵当権)移転

- (2) 第 5 号に係る登記の場合
- ① ○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資による○○株式会社の設立(又は、資本金若しくは出資金の額の増加)の場合における、平成〇〇年〇月〇日に行なれた現物出資(充質)等による抵当権移転
 - ② 平成〇〇年〇月〇日に行なれた現物出資(充質)等による抵当権移転
 - ③ 農林中央金庫(○○信用農業協同組合連合会)が○○信用事業協同組合連合会(○○農業協同組合)からの事業譲渡(信用事業の全部(又は一部)の譲受け)によつて農林中央金庫(○○信用農業協同組合連合会)が取得した抵当権移転

(注 3) 錫当する条項等以外は削除して記載する。

- (注 4) 次の例により記載する。
2. に記載する登記事項は○第〇〇号により主務大臣の認定を受けた経営基盤強化計画の〇一〇一〇(当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3-別表 6-(1))等に記載されている。

(注 1) 登記申請人である法人の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の資格及び氏名を記載する。
なお、法人の設立の場合は、設立される法人の表示並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、合併による設立の場合には、合併により存続する法人(新設合併のときは、消滅する法人も連名で記載することを要す。)の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

(注 2) 次の例により、所有権又は抵当権の移転の原因及び年月日を記載する。

- (1) 第 4 号又は第 6 号に係る登記の場合
- ① ○○株式会社と○○株式会社の合併(新設分割)による○○株式会社の設立(又は資本金若しくは出資金の額の増加)の場合における、平成〇〇年〇月〇日に行なれた合併(新設分割)による所有権(抵当権)移転
 - ② ○○株式会社が○○株式会社を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成〇〇年〇月〇日に行なれた合併による所有権(抵当権)移転
 - ③ ○○株式会社からの吸収分割による○○株式会社(資本金〇〇億円、本店○○県○〇市〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇)が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成〇〇年〇月〇日に行なれた分離による抵当権移転
 - ④ 平成〇〇年〇月〇日に行なれた農林中央金庫と○○信用農業協同組合連合会との合併によって農林中央金庫が取得した所有権(抵当権)移転

- (2) 第 5 号に係る登記の場合
- ① ○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資による○○株式会社の設立(又は、資本金若しくは出資金の額の増加)の場合における、平成〇〇年〇月〇日に行なれた現物出資(充質)等による抵当権移転
 - ② 平成〇〇年〇月〇日に行なれた現物出資(充質)等による抵当権移転
 - ③ 農林中央金庫(○○信用農業協同組合連合会)が○○信用事業協同組合連合会(○○農業協同組合)からの事業譲渡(信用事業の全部(又は一部)の譲受け)によつて農林中央金庫(○○信用農業協同組合連合会)が取得した抵当権移転

(注 3) 錫当する条項等以外は削除して記載する。

- (注 4) 次の例により記載する。
2. に記載する登記事項は○第〇〇号により主務大臣の認定を受けた経営基盤強化計画の〇一〇一〇(当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3-別表 6-(1))等に記載されている。

新

旧

(別紙)

1. 土地

所在	地番	地目	地積	権利の種類

〔注1〕「所在」、「地番」、「地目」、及び「地積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。

〔注2〕「権利の種類」欄は、所有権、抵当権又は抵当権の別を記載する。

2. 建物

所在	家屋番号	種類	構造	床面積	権利の種類

〔注1〕「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。

〔注2〕「権利の種類」欄は、所有権、抵当権又は抵当権の別を記載する。

所在	地番	地目	地積	権利の種類

〔注1〕「所在」、「地番」、「地目」、及び「地積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。

〔注2〕「権利の種類」欄は、所有権、抵当権又は抵当権の別を記載する。

〔注1〕「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。

〔注2〕「権利の種類」欄は、所有権、抵当権又は抵当権の別を記載する。

主務大臣名：殿	年　月　日	本店の所在地号 南代表者の資格及び氏名	主務大臣名：殿	年　月　日	本店の所在地号 南代表者の資格及び氏名
様式第1号（第80条の2第2項において準用する同条第1項第1号、第2号又は第3号関係）			様式第1号（第80条の2第2項において準用する同条第1項第1号、第2号又は第3号関係）		
租税特別措置法適用証明申請書			租税特別措置法適用証明申請書		
下記事項が租税特別措置法第80条の2第2項において準用する同条第1項第○号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の3第3項の規定による証明を受けたいので申請します。			下記事項が租税特別措置法第80条の2第2項において準用する同条第1項第○号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の3第4項の規定による証明を受けたいので申請します。		
記					
<p>1. 登記申請人 2. 登記事項の内容 3. 登記予定年月日</p> <p>[注2] [注3]</p> <p>4. 租税特別措置法第80条の2第2項第1号（第2号）に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律第5条第1項又は第17条第1項（第9条第1項又は第19条第1項）の経営強化計画（変更後の経営強化計画）に係る 主務大臣の決定（承認）の年月日</p> <p>主務大臣の決定（承認）の年月日</p> <p>提出年月日</p> <p>提出年月日</p> <p>5. 経営強化計画（変更後の経営強化計画）中登記事項の該当する箇所</p> <p>[注4] [注4、5]</p> <p>5. 経営強化計画（変更後の経営強化計画）中登記事項の該当する箇所</p> <p>[注4、5]</p>					
上記事項は、租税特別措置法第80条の2第2項において準用する同条第1項第○号に該当するものであることを証明します。					
上記事項は、租税特別措置法第80条の2第2項において準用する同条第1項第○号に該当するものであることを証明します。					
番　号 年　月　日 主務大臣名					
番　号 年　月　日 主務大臣名					
印					
印					

新	旧
<p>[注1] 登記申請人である会社の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。</p> <p>なお、会社の設立の場合は、設立される会社の表示並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、合併による設立の場合には、合併により存続する会社（新設合併のときは、消滅する会社も連名で記載することを要す。）の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。</p>	<p>[注1] 登記申請人である会社の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。</p> <p>なお、会社の設立の場合は、設立される会社の表示並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、合併による設立の場合には、合併により存続する会社（新設合併のときは、消滅する会社も連名で記載することを要す。）の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。</p>
<p>[注2] 登記申請人である会社の本店の所在地及び商号を記載する。なお、会社の設立の場合には設立される会社の商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。</p>	<p>[注2] 登記申請人である会社の本店の所在地及び商号を記載する。なお、会社の設立の場合には設立される会社の商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。</p>
<p>[注3] 例えば、次のとおり記載し、資本金や増加する資本金の額については、切り捨て等の省略をしてはならない。</p>	<p>[注3] 例えば、次のとおり記載し、資本金や増加する資本金の額については、切り捨て等の省略をしてはならない。</p>
<p>(1) 租税特別措置法第80条の2第2項において準用する同条第1項第1号に係る登記の場合</p> <p>○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資（出資比率は各社○○ペーセント）による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）の設立（又は資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円））</p>	<p>(1) 租税特別措置法第80条の2第2項において準用する同条第1項第1号に係る登記の場合</p> <p>○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資（出資比率は各社○○ペーセント）による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）の設立（又は資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円））</p>
<p>(2) 同条第2項において準用する同条第1項第2号に係る登記の場合</p> <p>① 新設合併の場合</p> <p>○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）と○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）の新設合併による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）の設立（そのうち、○○株式会社が新たに株式を発行することにより、増加する資本金の額は○○円）</p> <p>② 吸収合併の場合</p> <p>○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）が○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円）</p>	<p>(2) 同条第2項において準用する同条第1項第2号に係る登記の場合</p> <p>① 新設合併の場合</p> <p>○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）と○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）の新設合併による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）の設立（そのうち、○○株式会社が新たに株式を発行することにより、増加する資本金の額は○○円）</p> <p>③ 吸収合併の場合</p> <p>○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）が○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円）</p>
<p>(3) 同条第2項において準用する同条第1項第3号に係る登記の場合</p> <p>① 新設分割の場合</p> <p>○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）の新設分割による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）の設立（そのうち、○○株式会社が新たに株式を発行することにより、増加する資本金の額は○○円）</p> <p>② 吸収分割の場合</p> <p>○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）からの吸収分割により○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円）</p>	<p>(3) 同条第2項において準用する同条第1項第3号に係る登記の場合</p> <p>① 新設分割の場合</p> <p>○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）の新設分割による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）の設立（そのうち、○○株式会社が新たに株式を発行することにより、増加する資本金の額は○○円）</p> <p>③ 吸収分割の場合</p> <p>○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）からの吸収分割により○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円）</p>
<p>[注4] 欄当する条項等以外は削除して記載する。</p>	<p>[注4] 該当する条項等以外は削除して記載する。</p>

	新	旧
[注 5]	<p>また、該当する条項において金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 8 条第 3 項又は同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される場合、「租税特別措置法第 80 条の 2 第 2 項第○項に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第○条第○項の規定により読み替えて適用される同法律○条第 1 項の経営強化計画（変更後の経営強化計画）に係る」に書き換えて記載する。</p> <p>〔注 5〕 例えほ、次のとおり記載する。 2. に記載する登記事項は○第○○号により主務大臣の決定を受けた経営強化計画の○一〇一〇（当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えほ、3－別表 6－（1）等に記載されている。</p>	<p>〔注 5〕 例えほ、次のとおり記載する。 2. に記載する登記事項は○第○○号により主務大臣の決定を受けた経営強化計画の○一〇一〇（当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えほ、3－別表 6－（1）等に記載されている。</p>

新		日	
<p>様式第1号（第80条の2第2項において準用する同条第1項第4号、第5号又は第6号関係）</p> <p>租税特別措置法適用証明申請書</p> <p>年　月　日</p> <p>主務大臣　名　殿</p> <p>本店又は主たる事務所の所在地 商　号　又　は　名　称 代表者の資格及び氏名　印 [注1]</p> <p>下記事項が租税特別措置法第80条の2第2項において準用する同条第1項第4号に該当するものであることをつき、同法施行規則第30条の3第3項の規定による証明を受けたいので申請します。</p> <p>記</p> <p>主務大臣　名　殿</p> <p>本店又は主たる事務所の所在地 商　号　又　は　名　称 代表者の資格及び氏名　印 [注1]</p> <p>下記事項が租税特別措置法第80条の2第2項において準用する同条第1項第4号に該当するものであることをつき、同法施行規則第30条の3第4項の規定による証明を受けたいので申請します。</p> <p>記</p>			
<p>1. 登記申請人</p> <p>(1) 請受人（登記権利者） 本店又は主たる事務所の所在地 商号又は名称</p> <p>(2) 譲渡人（登記義務者） 本店又は主たる事務所の所在地 商号又は名称</p> <p>2. 登記事項の内容</p> <p>3. 登記予定年月日</p> <p>4. 租税特別措置法第80条の2第2項第1号（第2号）に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律第5条第1項又は第17条第1項（第9条第1項又は第19条第1項）の経営強化計画（変更後の経営強化計画）に係る 主務大臣の決定（承認）の年月日</p> <p>提出年月日</p> <p>年　月　日</p> <p>5. 経営強化計画（変更後の経営強化計画）中登記事項の該当する箇所</p> <p>6. 不動産の表示（別紙）</p> <p>7. 分割の場合、分割年月日</p> <p>年　月　日</p>			
<p>1. 登記申請人</p> <p>(1) 請受人（登記権利者） 本店又は主たる事務所の所在地 商号又は名称</p> <p>(2) 譲渡人（登記義務者） 本店又は主たる事務所の所在地 商号又は名称</p> <p>2. 登記事項の内容</p> <p>3. 登記予定年月日</p> <p>4. 租税特別措置法第80条の2第2項第1号（第2号）に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律第5条第1項又は第17条第1項（第9条第1項又は第19条第1項）の経営強化計画（変更後の経営強化計画）に係る 主務大臣の決定（承認）の年月日</p> <p>提出年月日</p> <p>年　月　日</p> <p>5. 経営強化計画（変更後の経営強化計画）中登記事項の該当する箇所</p> <p>6. 不動産の表示（別紙）</p> <p>7. 分割の場合、分割年月日</p> <p>年　月　日</p>			
<p>上記事項は、租税特別措置法第80条の2第2項において準用する同条第1項第4号に該当するものであることを証明します。</p> <p>番　号　印</p> <p>年　月　日</p> <p>主務大臣名</p>			

[注 1] 登記申請人である法人の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の資格及び氏名を記載し押印する。なお、法人の設立の場合においては、設立される法人の表示並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、合併による設立の場合には、合併により存続する法人（新設合併のときは、消滅する法人も連名で記載することを要す。）の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

[注 2] 例えば、次のとおり所有権又は抵当権の移転の原因及び年月日を記載する。

(1) 稟税特別措置法第 80 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項第 4 号又は第 6 号に係る登記の場合

- ① ○○株式会社と○○株式会社の新設合併（新設分割）による○○株式会社の設立（又は資本金若しくは出資金の額の増加）の場合における、平成〇年〇月〇日に行われた合併（新設分割）による所有権（抵当権）移転
- ② ○○株式会社が○○株式会社を吸収合併し、存続会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成〇年〇月〇日に行われた合併による所有権（抵当権）移転
- ③ ○○株式会社からの吸収分割による○○株式会社（資本金〇〇億円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成〇年〇月〇日に行われた分割による所有権（抵当権）移転
- ④ 平成〇年〇月〇日に行われた農林中央金庫と○○信用農業協同組合連合会との合併によって農林中央金庫が取得した所有権（抵当権）移転

(2) 同条第 2 項において準用する同条第 5 号に係る登記の場合

- ① ○○株式会社、○○株式会社の共同出資による○○株式会社の設立（又は、資本金若しくは出資金の額の増加）の場合における、平成〇年〇月〇日に行われた現物出資（売買）等による抵当権移転
- ② 平成〇年〇月〇日に行われた現物出資（売買）等による抵当権移転
- ③ 農林中央金庫（○○信用農業協同組合連合会）が○○信用事業譲渡（信用事業の全部（又は一部）の譲受け）によつて農林中央金庫（○○信用農業協同組合連合会）が取得した抵当権移転

[注 3] 該当する条項等以外は削除して記載すること。
また、該当する条項において金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 8 条第 3 項又は同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される場合、「稟税特別措置法第 80 条の 2 第 2 項〇項に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 〇条第 〇項の規定により読み替えて適用される同法第 1 項の経営強化計画（変更後の経営強化計画）」に係る】に書き換えて記載する。

[注 4] 例えば、次のとおり記載する。
2. に記載する登記事項は〇第〇〇号により主務大臣の決定を受けた経営強化計画の〇一〇一〇（当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3-別表 6-(1) 等に記載されている。）

新		旧																																																																																																																						
<p>(別紙)</p> <p>1. 土地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 在</th> <th>地 番</th> <th>地 目</th> <th>地 積</th> <th>権利の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>[注1] 「所在」、「地番」、「地目」、及び「地積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。 [注2] 「権利の種類」欄は、所有権、根抵当権又は抵当権の別を記載する。</p> <p>2. 建物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 在</th> <th>家屋番号</th> <th>種 類</th> <th>構 造</th> <th>床面積</th> <th>種 類</th> <th>構 造</th> <th>床面積</th> <th>権利の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>[注1] 「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。 [注2] 「権利の種類」欄は、所有権、根抵当権又は抵当権の別を記載する。</p>				所 在	地 番	地 目	地 積	権利の種類																																									所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積	種 類	構 造	床面積	権利の種類																																																															
所 在	地 番	地 目	地 積	権利の種類																																																																																																																				
所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積	種 類	構 造	床面積	権利の種類																																																																																																																

別紙

様式第1号（第41条の2第1項第1号、第2号又は第3号関係）

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律適用証明申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

本店の所在地
商 号
代表者の資格及び氏名 印 [注1]

下記事項が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第41条の2に該当するものであることにつき、同法施行規則第17条の2第1項の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人 [注2]
 2. 登記事項の内容 [注3]
 3. 登記予定年月日
年 月 日
 4. 上記登記申請人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第41条の2第1項の特定金融機関等であること
 5. 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第41条の2第1項に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第8条第3項の規定により読み替えて適用される同法第5条第1項又は附則第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第17条第1項（附則第8条第3項の規定により読み替えて適用される同法第9条第1項又は附則第9条第3項の規定により適用される同法第19条第1項）の経営強化計画（変更後の経営強化計画）に係る
- 主務大臣の決定（承認）の年月日
年 月 日
- 提出年月日
年 月 日 [注4]
6. 経営強化計画（変更後の経営強化計画）中登記事項の該当する箇所 [注4、5]

上記事項は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第41条の2第1項第〇号に該当するものであることを証明します。

番 号
年 月 日
主務大臣名 印

[注1] 登記申請人である会社の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。

なお、会社の設立の場合においては、設立される会社の表示並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、合併による設立の場合には、合併により存続する会社（新設合併のときは、消滅する会社も連名で記載することを要す。）の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

[注2] 登記申請人である会社の本店の所在地及び商号を記載する。なお、会社の設立の場合には設立される会社の商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

[注3] 例えば、次のとおり記載し、資本金や増加する資本金の額については、切り捨て等の省略をしてはならない。

(1) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第41条の2第1項第1号に係る登記の場合

○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資（出資比率は各社○○パーセント）による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立（又は資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円））

(2) 同条第1項第2号に係る登記の場合

① 新設合併の場合

○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）と○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の新設合併による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立（そのうち、○○株式会社が新たに株式を発行することにより、増加する資本金の額は○○円）

② 吸収合併の場合

○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円）

(3) 同条第1項第3号に係る登記の場合

① 新設分割の場合

○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の新設分割による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立

② 吸収分割の場合

○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）からの吸収分割により○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円）

[注4] 該当する条項等以外は削除して記載する。

[注5] 例えば、次のとおり記載する。

2. に記載する登記事項は○第○○号により主務大臣の決定を受けた経営強化計画の○一〇一〇（当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3-別表6-(1)等に記載されている。）

様式第2号（第41条の2第1項第4号、第5号又は第6号関係）

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律適用証明申請書

年　月　日

主務大臣　名　殿

本店又は主たる事務所の所在地
商号又は名称
代表者の資格及び氏名　印〔注1〕

下記事項が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第41条の2に該当するものであることにつき、同法施行規則第17条の2第1項の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人

(1) 譲受人（登記権利者）

本店又は主たる事務所の所在地
商号又は名称

(2) 譲渡人（登記義務者）

本店又は主たる事務所の所在地
商号又は名称

2. 登記事項の内容

〔注2〕

3. 登記予定年月日

年　月　日

4. 上記登記申請人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第41条の2第1項の特定金融機関等であること

5. 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第41条の2第1項に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第8条第3項の規定により読み替えて適用される同法第5条第1項又は附則第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第17条第1項（附則第8条第3項の規定により読み替えて適用される同法第19条第1項）の経営強化計画（変更後の経営強化計画）に係る

主務大臣の決定（承認）の年月日

年　月　日

提出年月日

年　月　日

〔注3〕

6. 経営強化計画（変更後の経営強化計画）中登記事項の該当する箇所

〔注3、4〕

7. 不動産の表示（別紙）

8. 分割の場合、分割年月日

年　月　日

上記事項は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第41条の2第1項第〇号に該当するものであることを証明します。

番　　号

年　月　日

主務大臣名

印

[注1] 登記申請人である法人の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の資格及び氏名を記載し押印する。

なお、法人の設立の場合においては、設立される法人の表示並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、合併による設立の場合には、合併により存続する法人（新設合併のときは、消滅する法人も連名で記載することを要す。）の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

[注2] 例えば、次のとおり所有権又は抵当権の移転の原因及び年月日を記載する。

(1) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第41条の2第1項第4号又は第6号に係る登記の場合

- ① ○○株式会社と○○株式会社の新設合併（新設分割）による○○株式会社の設立（又は資本金若しくは出資金の額の増加）の場合における、平成○年○月○日に行われた合併（新設分割）による所有権（抵当権）移転
- ② ○○株式会社が○○株式会社を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成○年○月○日に行われた合併による所有権（抵当権）移転
- ③ ○○株式会社からの吸収分割による○○株式会社（資本金○○億円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成○年○月○日に行われた分割による所有権（抵当権）移転
- ④ 平成○年○月○日に行われた農林中央金庫と○○信用農業協同組合連合会との吸収合併によって農林中央金庫が取得した所有権（抵当権）移転

(2) 同条第1項第5号に係る登記の場合

- ① ○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資による○○株式会社の設立（又は資本金若しくは出資金の額の増加）の場合における、平成○年○月○日に行われた現物出資（売買）等による抵当権移転
- ② 平成○年○月○日に行われた現物出資（売買）等による抵当権移転
- ③ 農林中央金庫（○○信用農業協同組合連合会）が○○信用農業協同組合連合会（○○農業協同組合）からの事業譲渡（信用事業の全部（又は一部）の譲受け）によって農林中央金庫（○○信用農業協同組合連合会）が取得した抵当権移転

[注3] 該当する条項等以外は削除して記載すること。

[注4] 例えば、次のとおり記載する。

2. に記載する登記事項は○第○○○号により主務大臣の決定を受けた経営強化計画の○一〇一〇（当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3-別表6-(1)）等に記載されている。

(別紙)

1. 土地

所在	地番	地目	地積	権利の種類

[注1] 「所在」、「地番」、「地目」、及び「地積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。

[注2] 「権利の種類」欄は、所有権、根抵当権又は抵当権の別を記載する。

2. 建物

所在	家屋番号	種類	構造	床面積	権利の種類

[注1] 「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。

[注2] 「権利の種類」欄は、所有権、根抵当権又は抵当権の別を記載する。

法務省民二第1833号
民商

平成23年8月4日

金融庁総務企画局長 殿
厚生労働省労働基準局長 殿
農林水産省経営局長 殿

法務省民事局長

租税特別措置法第80条の2第1項及び第2項の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第41条の2第1項の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について（回答）

本年7月27日付け金総第3180号、基発第0727第7号及び23経営第1332号をもって照会のありました標記の証明書の様式については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。